

第1部 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

地震は予知と予防が極めて困難なばかりでなく、一度災害が発生すると、その様相は台風・豪雨などの災害と根本的に異なるものがあり、その対策においても特別な措置を要する。

この計画はこのような考えに基づき、震災から市民のかけがえのない生命及び財産を守るため総合的かつ計画的な震災対策を推進し、災害の防止軽減を図ることを目的とする。なお、本地震編に定めるものの他は、日田市地域防災計画風水害編に定めるところによるものとする。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、地震によって発生する災害に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。

このため、指定地方行政機関、大分県及び日田市、その他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力によって、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

- 1 日田市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体等の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
 - 2 防災業務の促進、防災業務施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
 - 3 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生、その他災害応急措置事項
 - 4 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
 - 5 災害復旧に関する事項
 - 6 その他防災に関し必要な事項
- ※ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関とは県が指定。
(資料-1～3)

第3節 計画の理念

「市民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標(理念)を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進していく。

□市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- ・災害に強いまちづくり
- ・災害に強い人づくり
- ・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

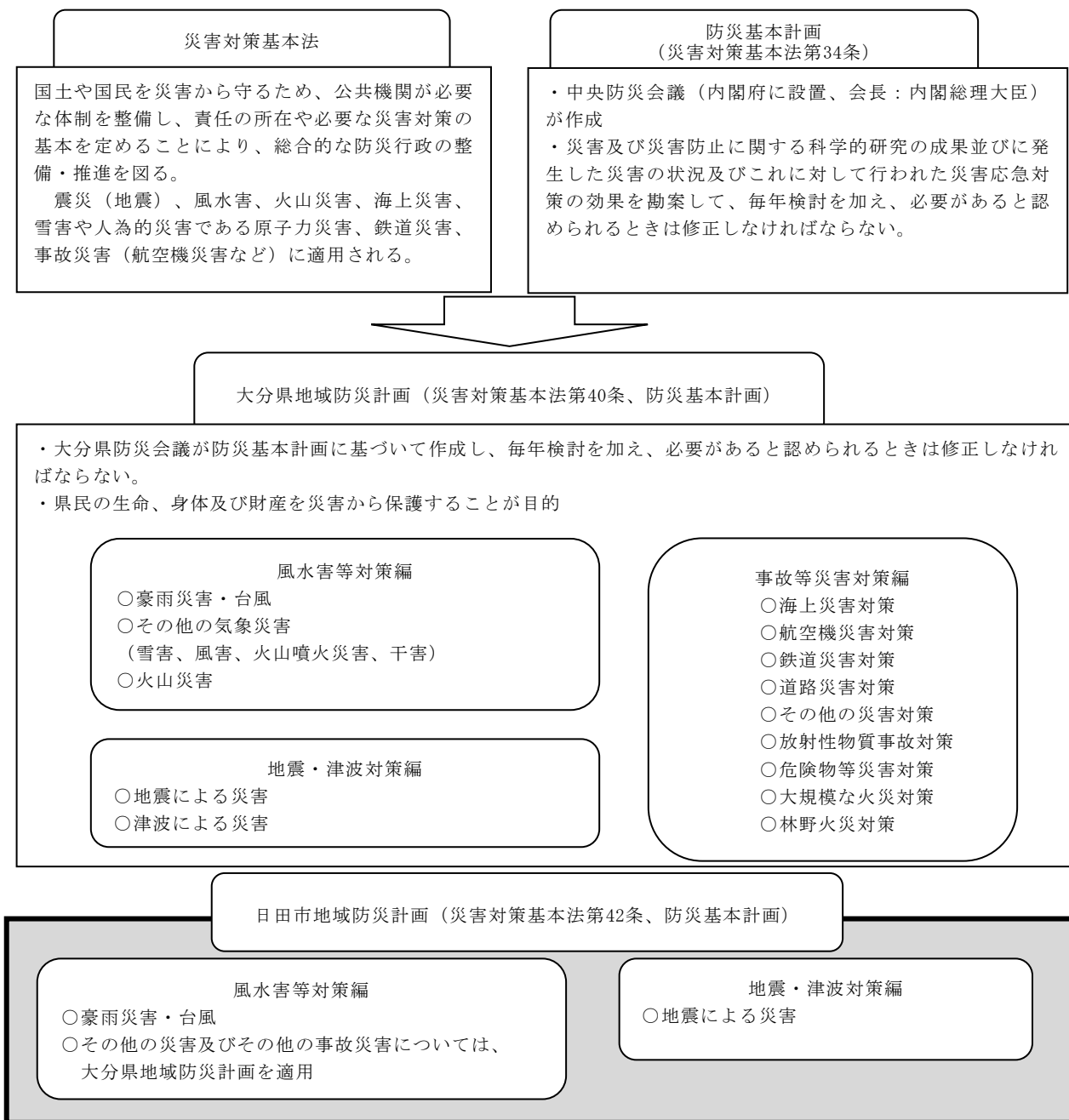
□迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- ・活動体制の確立
- ・生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
- ・被災者の保護及び救援のための活動の展開
- ・社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進

□速やかな復旧・復興の推進

日田市地域防災計画 地震編
第1部 総則 第1章 計画の目的

第4節 計画の位置づけ



修正の原因	国	県	市
阪神淡路大震災（H7.1）を踏まえたもの	H7.7	H8.3	—
JR福知山線脱線事故（H17.4）を踏まえたもの	H17.7	H19.6	—
東日本大震災（H23.3）を踏まえたもの	H23.12 H24.3地震津波想定を見直し	H23.12素案作成 H24.3修正	H24以降、県の修正に基づき随時修正を実施

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えるものとする。

第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、市町村及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

【参考】

災害発生時の基本的な行動については、「大分県地域防災計画（地震対策編）」に基づき適用する。

第2章 日田市の地勢

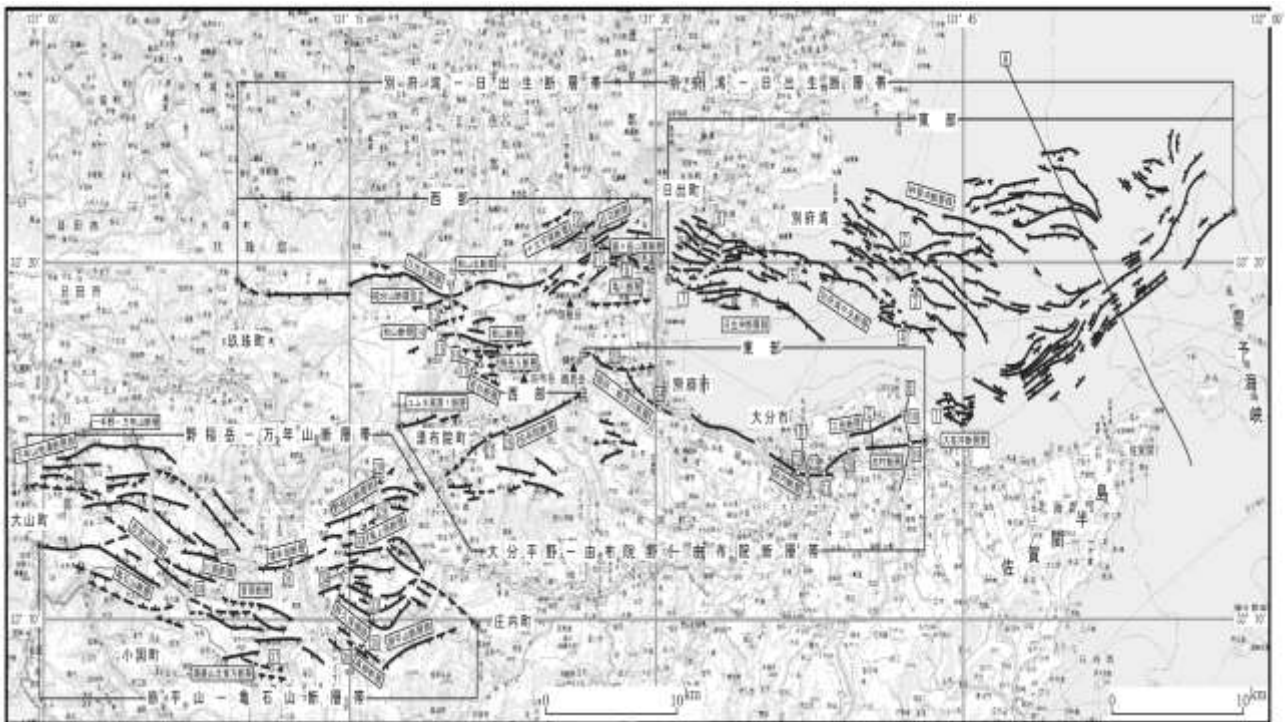
第1節 地形及び地質

1 地 形

周辺を1,000m級の山地にて囲まれ、旧郡部は山岳地帯で平地は極めて少ない。いちばん低い80m～100mの底部は三隈平野と段丘より切り離された日隈・月隈・星隈の残丘がある。

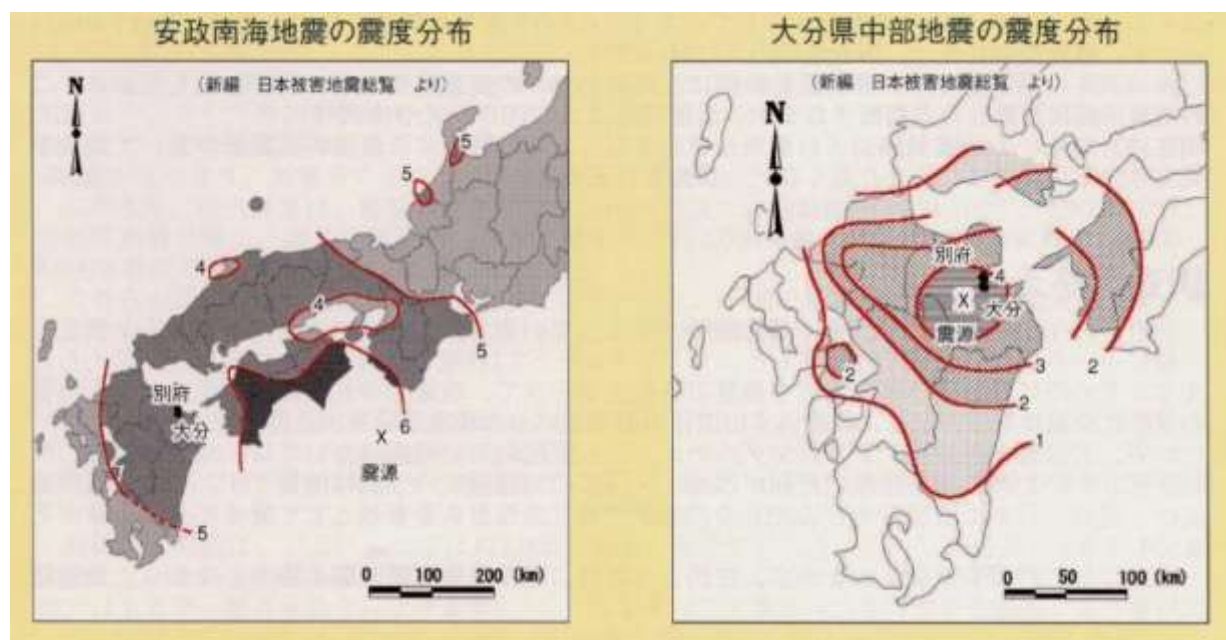
2 地 質

北部をとりまく400～1,200mにおよぶ山は、古期溶岩台地と呼ばれ、高低の差はあっても、一様に筑紫溶岩系の安山小岩からなりたっている。東部は全面火山性の岩石で溶結凝灰岩が多く、南部では大半が第3・4世紀安山岩で形成されている。また、万年山－崩平山断層帯（約41km）は、由布市湯布院町から日田市天瀬町にかけての西北西－東南東方向に延びる断層帯で、主として南側が相対的に低下する正断層である。平成26年度から京都大学が中心となって行われた「別府－万年山断層帯（大分平野－湯布院断層東部）における重点的調査観測」等に基づき、地震調査研究推進本部が平成29年12月に「「万年山－崩平山断層帯の長期評価（第一版）」等の公表を行った。これにより、「野稻岳－万年山断層帯」、「崩平山－亀石山断層帯」を「万年山－崩平山断層帯」に再編成して再評価がなされた。



第2節 災害に対する基本的な考え方

- 1 起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応ということになる。そのためには、自分の住む地域を知り、的確な診断の上にたった想定に基づき、市民全体がそれらの認識を持つことが重要である。
- 2 地震や大雨など様々な誘引があり、起こる場所も含めていろんな影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて、適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するよう防災対策の充実を図るものとする。
- 3 災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状況（密集性等）家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業主体の地域か、林業主体の地域かなど災害から被害を受ける要因である。
- 4 県内では、災害誘因となる多様な地震等が起きており、規模や揺れの範囲などが異なっている。それによって生じた被害の歴史は、貴重な記録であるので、それらの検討と検証は重要な課題である。
- 5 例えば、安政南海地震と大分県中部地震をみると、影響を受ける地域・範囲が異なっている。市内で対応できる場合と広域的に対応していく場合があり、それぞれに応じて対応の仕方を考えておく必要がある。



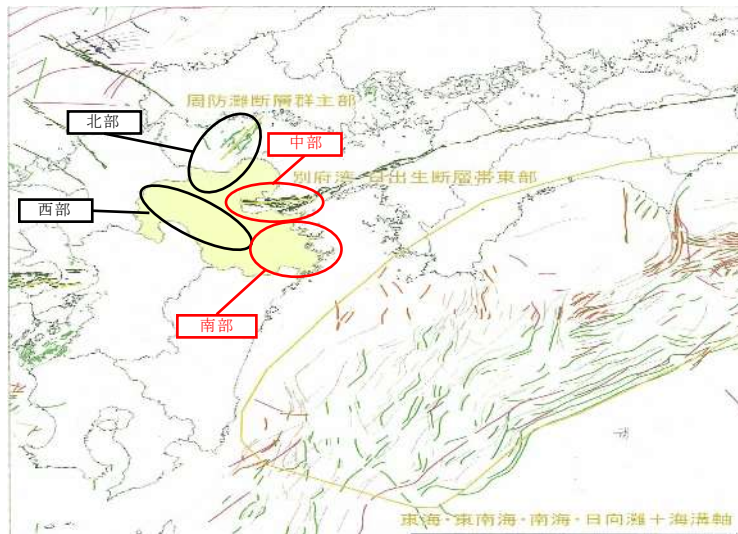
海溝型と活断層型（内陸で発生）の震度分布図（（平成16年大分県地域活断層調査研究委員会報告資料）

第3章 日田市における地震の特徴

第1節 地域ごとの特性

本市において、主に影響を受けると考えられる地震の震源は、次のとおりである。

区 分		主に影響を受ける地震の震源
西部地域	海溝型	南海トラフ地震
	活断層型	万年山－崩平山断層帯



南海トラフ、日向灘周辺活断層図（応用地質（株）調査報告資料引用編集）



県内の活断層図（産業技術総合研究所活断層データベース図を引用編集）

第2節 海溝型地震と断層型地震の特性

1 海溝型地震

大分県東方海域で発生する主な海溝型地震は、南海トラフを震源とする地震と、日向灘を震源とする地震、及び安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震である。これらの地震について、地震調査研究推進本部地震調査委員会が行った地震発生確率等に関する長期評価等は次のとおりである。

○ 南海トラフを震源とする地震（南海地震、東南海地震）は、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震（以下、「プレート間地震」という。）である。過去の地震の規模は、南海地震でマグニチュード8.0～8.4、東南海地震でマグニチュード7.9～8.4、二つの地震の領域が一度に破壊したとされる1707年の宝永地震ではマグニチュード8.6であったとされている。今後、南海トラフを領域としてマグニチュード8～9クラスの地震が30年以内に発生する確率は80%とされている。

2 活断層型地震

市内には、震源断層となる活断層が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。

○ 「万年山－崩平山断層帯」過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2,100年～3,700年とされ、活動期の地震の規模は、マグニチュード7.3程度と推定されている。将来の地震発生確率は0.004%以下とされ、Zランクに評価されている。

○ 大分県中部地震クラスのマグニチュード6程度以下の地震については、地表に断層のずれが表れないため、活動履歴の把握はできず、将来の地震発生予測は困難で、この規模の地震は、「万年山－崩平山断層帯」でも常に発生する可能性があるものとして考えておく必要がある。

○ 海域の地震では、津波に対する注意も必要であるが、活断層型地震は、地震動による建物の倒壊、火災、地盤の液状化による被害が大きいことから、それらに対する注意が特に必要である。

3 その他のもの

市内では、海溝型地震・活断層による地震以外の地震も発生する可能性がある。このような地震については、地震発生場所の特定はもとより、地震発生確率等の長期評価を行うことは現時点では困難であるとされている。

市内は、地形的には山地や丘陵地がほとんどを占めており、しかも激しく浸食を受けた大起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には、地震動による斜面崩壊の危険性がある。このような地形要因に加えて、斜面崩壊の要因としては、例えば1990年に竹田市で発生した斜面表層を覆う火山灰層の表面滑落型崩壊などに見られるように、火山地域では地質要因もその一因となりうる。

○ 県内に分布する活火山のうち、由布岳、鶴見岳ではおよそ4万年以上前から活動を開始し、2,000年前に由布岳で規模の大きな噴火活動があったことが知られている。この噴火の後には、主に鶴見岳で噴火が起こっており、有史の活動記録は867年にある。

○ 九重山はおよそ15万年前から活動を開始したと考えられ、過去に3回の大規模な火砕流の噴出があったことが知られている。およそ1万年前以降も頻繁に噴火しており、6,000年頃前以降は約1,000年の間隔で噴火している。また、1995年10月には257年ぶりに小規模な噴火が見られ、現在も噴気活動を継続している。

日田市地域防災計画 地震編
第1部 総則 第3章 日田市における地震の特徴

4 市内に被害を及ぼした地震

日田市で震度4以上を記録した近年の地震は、次表のとおりである。

区 分	日田市 の震度	震 源				規模 (M)
		場 所	北 緯	東 経	深さ (km)	
昭和元年(1926) 6. 12	5	詳細不明	33° 19′	130° 56′	0	—
昭和6年(1931)11. 2	4	日向灘	31° 47′	132° 00′	28	7. 1
昭和16年(1941)11. 19	4	日向灘	32° 07′	132° 08′	33	7. 2
日田測候所（昭和18年以降）						
昭和36年(1961) 2. 27	4	日向灘	31° 38′	131° 53′	37	7. 0
昭和42年(1967)11. 7	4	福岡筑後地方	33° 21′	130° 49′	10	4. 0
昭和43年(1968) 4. 1	4	日向灘	32° 17′	132° 32′	30	7. 5
平成17年(2005) 3. 20	4	福岡北西沖	33° 44′	130° 10′	9	7. 0
平成21年(2009) 6. 25	4	大分県西部	33° 22′	130° 53′	12	4. 7
平成28年(2016) 4. 14	4	熊本県熊本地方	32° 44′	130° 48′	11	6. 5
平成28年(2016) 4. 16	5強	熊本県熊本地方	32° 45′	130° 45′	12	7. 3
平成28年(2016) 4. 16	4	熊本県熊本地方	32° 51′	130° 53′	11	5・9
平成28年(2016) 4. 16	4	熊本県熊本地方	32° 57′	131° 05′	7	5. 9
平成28年(2016) 4. 16	4	熊本県熊本地方	33° 01′	131° 11′	11	5. 8
平成28年(2016) 4. 16	4	熊本県熊本地方	32° 50′	130° 50′	16	5. 4
平成28年(2016) 4. 18	4	熊本県熊本地方	33° 00′	131° 11′	9	5. 8

日田市の有感地震は、ほとんどが震央付近の小区域だけの小規模のもので、もっとも強いものでも壁土が落ちる程度である。また、人命にかかわるような大きな被害は起こらず、数日間にわたりたびたび発生する小規模な地震である。観測開始以前については、資料に乏しいが、日本書紀に678年（奈良時代）北部九州の地震により久留米に大きな被害があったとの記載があり、日田地方においても影響があったと推測される。なお、平成28年4月に熊本県を震源として発生した「平成28年熊本地震」では、市内においても最大震度5強を観測するなど複数回に渡り大きな揺れを観測し、人的被害はなかったものの、一般国道212号線がおおよそ7ヵ月に渡り全面通行止めとなるなどの被害が発生した。

日田市地域防災計画 地震編
第1部 総則 第4章 地震の想定

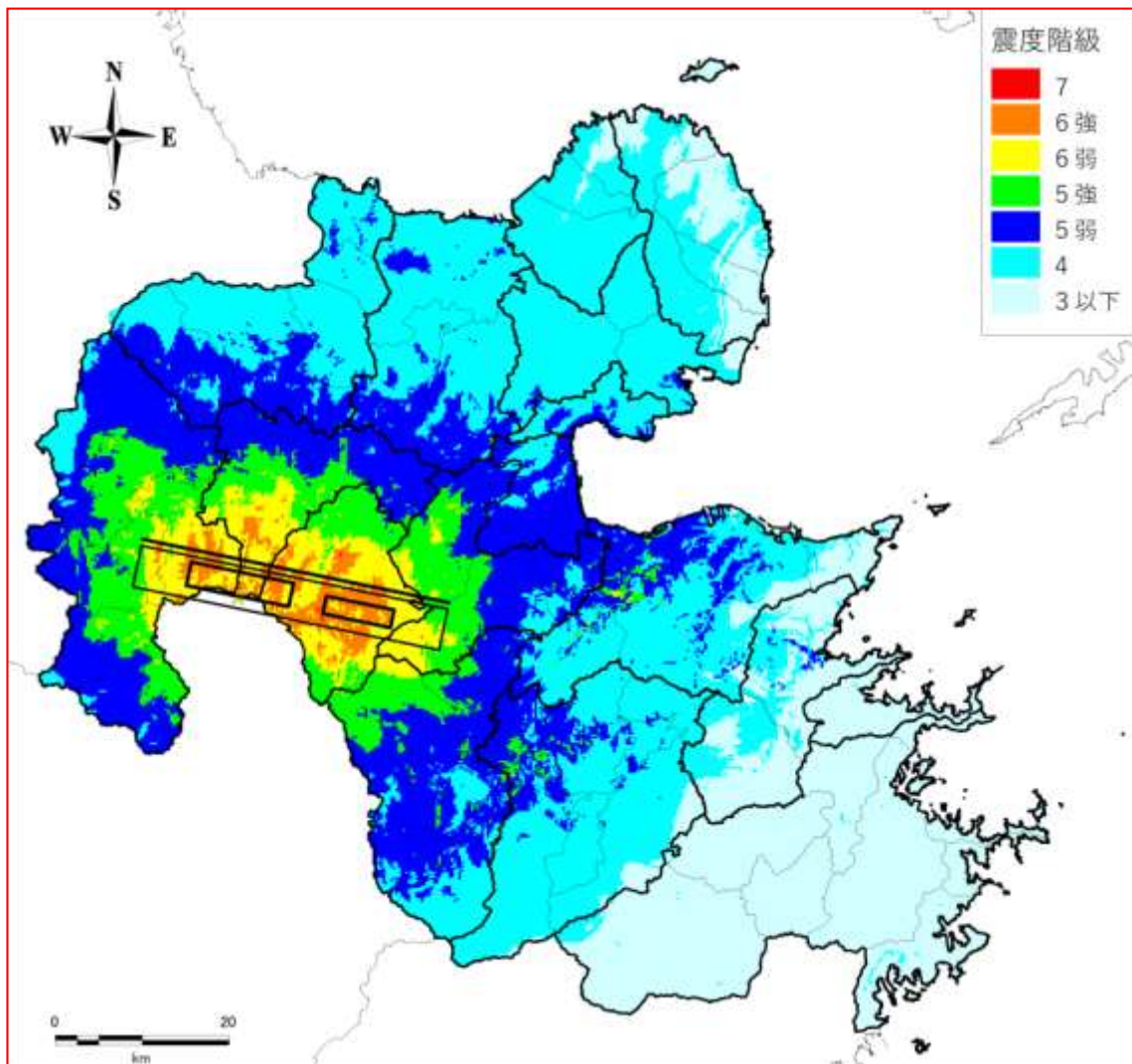
第4章 地震の想定

第1節 地震災害の想定

大分県全域に亘って被害が想定される地震のうち、日田市に最も影響が大きいと想定される地震は、「万年山－崩平山断層帯」を震源とした場合のマグニチュード6.8、最大震度6強と予測されています。しかしながら、活断層と推測される入美断層、活断層の疑いのある一尺八寸山断層を有していることに併せて、日田地方を震源とする地震が比較的多く発生しており、昭和50年の大分県中部地震規模の直下型地震の例もあり得るため予断は許されない。

地震災害は、他の災害とは異なり地震発生の予知が困難であることから事前対策による被害軽減に限界はあるものの、本計画では、各種要因により本市で想定される地震のうち、「万年山－崩平山断層帯」を震源としたマグニチュード6.8、震度6強の地震を想定（資料総則－7）として計画を策定することとした。

<万年山－崩平山断層帯の地震による震度分布>



（大分県地震被害想定調査（平成31年公表版））

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 防災関係機関の処理すべき事務

1 市が処理すべき業務

- (1) 市は市民の生命身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、次に掲げる業務を処理する
 - ア 日田市防災会議に関すること
 - イ 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること
 - ウ 気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関すること
 - エ 災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること
 - オ 被害状況の調査報告及び記録に関すること
 - カ 消防、水防、その他の応急措置に関すること
 - キ 居住者、滞在者、その他の者に対する避難の勧告又は指示に関すること
 - ク 被災者の救難、救助、その他の保護に関すること
 - ケ 清掃、防疫、その他の保護に関すること
 - コ 所管施設及び設置の応急復旧に関すること
 - サ 防災に関する物資及び資材の備蓄に関すること
 - シ 防災思想の普及、自主防災組織の育成に関すること
 - ス その他、防災に関し所掌すべきこと
- (2) 市の教育委員会、その他の執行機関は、市長の掌握のもとにその所掌事務に係る防災事務を処理しなければならない。

2 公共的団体等が処理すべき事務

公共的団体、その他防災上重要な管理者が処理すべき防災業務の大綱は次のとおりである。

(1) 農業協同組合、森林組合、土地改良区等

- ア 農林水産業関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること
- イ 被災農林漁業者に対する融資又はその斡旋に関すること
- ウ 共同利用施設の災害応急復旧対策及び復旧に関すること
- エ 飼料、肥料、種苗等の確保又は斡旋に関すること
- オ 溜池、灌漑用（排・取）水門等の管理に関すること

(2) 商工会議所等商工業関係団体

- ア 商工業関係の被害調査及び融資斡旋等の協力に関すること
- イ 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保協力に関すること
- ウ 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること

(3) 病院等経営者

- ア 避難施設の整備と避難訓練に関すること
- イ 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
- ウ 災害時における収容患者の避難誘導に関すること

(4) 自治会・消防分団

- ア 住家、非住家の被害調査及び応急対策の協力に関すること
- イ 自主防災組織活動に関すること

(5) 学校法人等

- ア 避難施設の整備と避難訓練に関すること
- イ 被災時における避難及び心構え等の教育対策に関すること

(6) 建設業協会、砂利組合等

- ア 災害時における応急復旧の協力に関すること
- イ 応急復旧資材の確保

(7) 一般乗客・貨物等運送業者

災害時における自動車による被災者、救助物資等の輸送の協力に関すること

(8) 一般社団法人エルピーガス協会、石油商業組合

- ア 災害時における危険物の保全措置、及び指導に関すること
- イ 危険物関係施設に係る防災対策等の指導に関すること

防災計画 第1部 総則（地震編）

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第2節 住民の責務

本市住民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない。

第3節 日田市防災週間の制定

日田市防災週間制定要綱に基づき、「日田市防災週間」を制定する。防災週間の期間は毎年6月1日から7日までとし、本市住民に市広報及びその他の広報手段を講じて広く周知を図る。また、防災週間内において市内官公庁、学校、病院、各事業所、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう促進する。